

海津市立西江小学校 いじめ防止基本方針

平成30年4月 改定

はじめに

ここに定める「海津市立西江小学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）の目的に沿い、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策などを示すものである。

いじめの問題に対する基本的な考え方

1. 定義

法：第二条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2. 基本認識

いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

- (1) いじめは、いかなる理由があろうとも人間として絶対に許されない行為である。
- (2) 「いじめは、どの学校、どの学級、どの集団にも起こり得るものである。」という共通認識に立つ。また、いじめは、大人の目が行き届かないところでおきる。
- (3) 「いじめ」は「いじめた側」「いじめられた側」という加害・被害の関係が明確に区分できないケースが多いという認識に立ち、事の発端にさかのぼり因果関係を見極めていくため、入念な事実確認が必要である。
- (4) けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

3. 学校としての構え

- (1) 学校は、児童の心身の安全・安心を最優先に、危機意識をもって未然防止・早期発見・早期対応並びにいじめ問題への対処を行い、いじめられている児童を「いじめ」から守ることを最優先する。
- (2) どんな理由があろうとも「いじめや差別は人間として絶対に許されない」という意識を、教育活動全体を通して児童一人一人に徹底する。
- (3) 「いじめや差別をしない、させない、許さない、学級・学校づくり」を進め、児童一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を醸成する。
- (4) 解決したかと思えても、その後の見届けを確実にを行い、「いじめ」再発防止に努める。
- (5) 「チーム西江小」としてすべての教職員が一致協力した組織的な指導体制により対応する。そして、いじめや差別に対しては、毅然たる態度をとる。

【児童へのメッセージ】

- 目標をもって頑張る子を先生たちは精一杯応援します。
- 頑張る仲間の足を引っ張ったり、相手の心や体を傷つけたり、命を大切にしなかったり、そのときは、先生たちは集団で指導します。
- 困ったことがあるときは、どの先生でもよいので一番相談しやすい先生に相談してください。
- 先生たちは、相談されたらすぐに（その日のうちに）立ち上がり、問題解決に取りかかります。

4. 保護者の責務

学校は、保護者・地域と協力しながら、いじめ問題について対応することが大切である。しかしながら、保護者はその保護する児童がいじめを行うことがないように規範意識等の指導を行うように努め、その保護する児童がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護する。また、保護者は学校が講ずるいじめの防止などのための取組に協力するよう努める。

いじめ未然防止のための取組

1. 魅力ある学級・学校づくり

①「分かる・できる授業」の推進

- すべての児童が、主体的に活動したり、互いに認め合ったりする中で、「分かった、できた」という達成感を味わえるよう、教科指導を充実する。

②規範意識・主体性・自治力などを育成する指導

- すべての児童が大切な学級の一員であり、一人一人が仲間と関わり、自己肯定感を味わいながら望ましい人間関係をつくることができるよう、よさを認め合う学級経営・教科経営を充実する。
- いじめや暴力、差別や偏見などを見逃さず、学級活動はもとより児童会活動等でも適時取り上げ、児童が主体的に問題解決に取り組むよう指導する。
- 互いを尊重し合い、望ましい人間関係づくりをめざし、友達の名前は「さん付け」で呼び合い、正しい言葉遣いでコミュニケーションをとれるように指導する。
- 学校教育全体を通じて、全教職員が自他の生命のかけがえのなさや人を傷つけることが絶対許されないこと等について、「その場で、見逃さず、繰り返し」指導する。
- 「学級・学校に居場所がある」ということが感じられるような心の成長を支える教育相談に努める。

2. 生命や人権を大切に作る指導

①体験活動の充実

様々な人と関わり合って社会性を育み、他人の心の痛みや苦しみを理解できるよう、自然や生き物との触れ合いや幅広い世代との交流、ボランティア活動等の心に響く豊かな体験活動を充実する。

②道徳教育の充実

教育活動全体を通じて、児童一人一人に命を大切に作る心、他を思いやる心、自立の心、確かな規範意識等が育つ道徳教育を充実する。

③人権教育の充実

誰もが差別や偏見を許さず、互いに思いやりの心をもって関わることをするための「認識力」「行動力」「自己啓発力」を育む人権教育を充実し、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを進める。

3. 全ての教育活動を通じた指導（自己肯定感の育成）

学校における教育活動全体において、学校の生徒指導全体計画をもとにして、以下の3点を留意した指導を充実させる。

- ①児童に自己有用感を与える。
- ②共感的な人間関係を育成する。
- ③自己決定の場を与え、自己の可能性の開発を援助する。

4. インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- スマートフォンや通信型ゲーム機等の取扱いに関する指導の徹底について、教職員及び保護者の間で共通理解を図る。（学級通信、懇談会等で指導した内容を具体的に伝える。）また、それらの機器を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や、情報モラル教育等についての指導を一層充実させる。
- 児童会で行う集会活動やPTA、地域の方も交えた交流会等、自治的な活動を大切にし、連携を図る。

いじめの早期発見・早期対応

1. アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実

- いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、日常的な声かけ、チェックシートの活用、定期的なアンケートの実施等、多様な方法で児童のわずかな変化の把握に努めるとともに、変化を多面的に分析し、対応に生かす。
- 年間3回の県いじめ調査等を全教職員の共通理解の上で実施し、「いじめ未然防止対策委員会」で調査結果を確認し、対策を検討する。
- 学級担任や教科担任、養護教諭等全教職員が、些細なサインも見逃さない、きめ細かい情報交換を日常的に行い、いじめの認知に関する意識を高めるとともに、スクールカウンセラーや相談員の役割を明確にし、協力体制を整える。
- アンケートの質問票や聴取の結果を記録した文書等の原本等の保存期間は、当該児童が卒業した後5年間とする。

2. 教育相談の充実

- 教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切に、教育相談を進める（開発的教育相談）。特に、問題がおきていない時こそ、信頼関係が築けるように日常から児童理解を図るように努める（予防的教育相談）。
- 問題発生時においては、「大丈夫だろう」と安易に考えず、問題が深刻になる前に早期に対応できるよう、危機意識をもって児童の相談にあたる（問題解決的教育相談）。
- 児童の変化に組織的に対応できるようにするため、生徒指導主事や教育相談コーディネーターを中心に、担任、養護教諭、スクールカウンセラー、相談員等、校内の全教職員がそれぞれの役割を相互理解した上で協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携を図るように努める。

3. 教職員の研修の充実

- 年度当初の職員会議や夏季休業中の現職研修のほか、必要に応じて適宜職員研修を行い各種啓発資料等を活用し、一人一人の教職員が、早期発見・早期対応はもちろん、未然防止に取り組むことができるよう、校内研修を充実させる。
- いじめの事案があった際には、その事案から生きた教訓を学ぶなど、対応・連携の在り方等について研修を行う。

4. 保護者や関係諸機関との連携

- いじめと疑われる事案が発生した時は、丁寧に事実確認を行い、正しく保護者に状況を伝えることができるように、情報収集を行う。
- いじめが確認された後には、いじめた側、いじめられた側ともに保護者へ事実の報告を行い、謝罪の指導を親身になって行う。その際、いじめた側の児童にいじめは許されないことを自覚させるとともに、いじめられた児童やその保護者の思いを受け止め、いじめる児童自身が自らの行為を十分に反省する指導を大切にする。
- いじめの問題がこじれることのないよう、保護者の理解や協力を十分に得ながら指導に当たり、児童の今後に向けて一緒になって取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築くことを大切にする。

- いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を解決するために、学校だけで抱え込まず、日頃から諸機関（教育委員会・警察・子ども相談センター・民生児童委員・学校評議員等）とのネットワークを大切に早期解決に向けた情報連携と行動連携を行い、問題の解決と未然防止を図るように努める。
- インターネット上の誹謗中傷については、保護者の協力を得ながら事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察等の関係機関と連携して解決に当たる。

いじめ問題発生時の対応

1. いじめ問題発生時・発見時の初期対応

【組織対応】

- 「学校いじめ未然防止対策委員会」（校長、教頭、生徒指導主事、学年担任、養護教諭、スクールカウンセラー、その他校長が必要と認める者で構成）で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

【対応の重点】

- いじめの兆候を把握したら、速やかに事実確認を行うとともに、教育委員会に報告する。
- いじめの事実が確認できた、或いは疑いがある場合には、いじめを受けた（疑いがある）児童の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ組織的に情報を収集し、迅速に対応する。
- いじめに関する事実が認められた場合、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら児童への指導に当たる。
- 保護者との連携の下、謝罪の指導を行う中で、いじめた児童が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた児童や保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努める。
- いじめを受けた児童に対しては、保護者と連携しつつ児童を見守り、心のケアまで十分配慮した事後の対応に留意するとともに、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行う。

【おおまかな対応順序】

- ①いじめの訴え、情報、兆候の察知
- ②管理職等への報告と対応方針の決定
- ③事実確認の丁寧で確実な把握(複数の教員で組織的に、保護者の協力を得ながら、背景にあるものも十分に聞き取る。)
- ④いじめを受けた側の児童のケア(必要に応じて外部の専門家の力を借りる)
- ⑤いじめた側の児童への指導(背景についても十分踏まえたうえで指導する)
- ⑥保護者への報告と、指導についての協力依頼（いじめた側の児童及び保護者への謝罪を含む）
- ⑦関係機関との連携（教育委員会への報告、警察や子ども相談センター等との連携）
- ⑧経過の見守りと継続的な支援（保護者との連携）

2. 「重大事態」と判断された時の対応（法第28条にもとづいて明示）

■いじめにより児童の生命、心身又は財産に多大な被害が生じた疑いがあると認められるとき、いじめにより児童が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、以下の対応を行う。

[主な対応]

- 教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- 当該重大事態と同種の事態発生の防止に資するため、教育委員会の指導の下、事実関係の調査に当たる。
- 上記調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた児童及び保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- 児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

3. いじめが解消している状態

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ① いじめの行為が止んでいる状態が相当の期間継続している（少なくとも3か月を目安）。
- ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないことを被害児童及びその保護者に確認する。

「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察していく。

学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うために、学校評価において次の2点を加味し、適正に学校の取組を評価する。

- ①いじめの早期発見の取組に関すること
- ②いじめの再発を防止するための取組に関すること

個人情報の取り扱い

いじめ問題が重大な事態に発展した場合は、重大事態の調査組織においても、アンケート調査等が資料として重要となることから、児童の在籍期間及び卒業後5年間は必ず保管する。

